

〔關係資料〕

関係資料目次

〈外来種対策の推進に関する政策について〉

資料1 「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省)(抜粋)	67
資料2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)(抜粋)	67
資料3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)(抜粋)	70
資料4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境省令第2号)(抜粋)	71
資料5 「特定外来生物被害防止基本方針」(平成26年3月18日閣議決定)(抜粋)	72
資料6 愛知目標(生物多様性条約第10回締約国会議)(仮訳)(抜粋)	75
資料7 「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成24年9月28日閣議決定)(抜粋)	76
資料8 「外来種被害防止行動計画」(抜粋)	77
資料9 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成27年3月26日策定。環境省、農林水産省)(抜粋)	79
資料10 令和2年実施施策に係る政策評価書(施策名:5-3 野生生物の保護管理)(環境省)(抜粋)	81

〈ヒアリ〉

資料11 「アカカミアリ等の防除に関する件」(平成18年環境省告示第41号)	82
資料12 「東京港青海ふ頭におけるヒアリ確認を受けた緊急対応について」(令和元年10月21日ヒアリ対策関係閣僚会議申合せ)	84
資料13 「ヒアリに関する対応について(依頼)」(平成29年7月13日付け環境省自然環境局野生生物課事務連絡)(抜粋)	86
資料14 「ヒアリの防除に関する基本的考え方Ver.3.1」(令和3年3月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室)(抜粋)	87
資料15 「ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について」(令和2年5月8日ヒアリ対策に関する関係省庁会議)(抜粋)	89

〈アライグマ〉

資料16 「アライグマの防除に関する件」(平成17年農林水産省・環境省告示第9号)	90
資料17 「外来種被害防止行動計画」(抜粋)	93
資料18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(抜粋)	94
資料19 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(抜粋)	95
資料20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)(抜粋)	95
資料21 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(令和3年10月告示版)(抜粋)	96
資料22 「アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)」(平成23年3月作成(平成26年3月改訂、令和2年3月一部修正)。環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室)(抜粋)	97

〈オオキンケイギク〉

資料23 「オオキンケイギク等の防除に関する件」(平成18年国土交通省・環境省告示第1号)	100
資料24 「外来種被害防止行動計画」(抜粋)	102

〈セイヨウオオマルハナバチ〉

資料 25	「クビアカツヤカミキリ等の防除に関する件」(平成 18 年環境省告示第 43 号) ……	105
資料 26	「外来種被害防止行動計画」(抜粋) ……	107
資料 27	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(抜粋) ……	108
資料 28	第 6 回特定外来生物等専門家会合議事録(抜粋) ……	110
資料 29	「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(意見具申)」 (平成 24 年 12 月 13 日中央環境審議会)(抜粋) ……	110
資料 30	「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」(平成 29 年 4 月環境省、農林水産 省)(抜粋) ……	111
資料 31	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に基づくセイヨ ウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について」(平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発 第 1904191 号環境省自然環境局長通知) ……	114
資料 32	養蜂等振興強化推進事業(地区推進事業)の概要(平成 28 年度及び 30 年度) ……	116

〈外来種対策の評価の課題について〉

資料 33	「外来種被害防止行動計画」(抜粋) ……	120
-------	----------------------	-----

〈外来種対策の推進に関する政策について〉

資料1 「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省)(抜粋)

第1部 外来種対策を実施する上での基本指針

第1章 外来種対策に関する認識と目標

外来種	導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)
-----	---

資料2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

（飼養等の禁止）

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合

二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

（飼養等の許可）

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放出等の禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十

八号)の規定は、適用しない。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 (略)

資料3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）（抜粋）

(政令で定める外来生物)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。

一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

二 別表第二の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

別表第一 外来生物の種（第一条関係）

項	種名
第一	動物界
一	哺乳綱
ホ	食肉目
(1)	あらいぐま科
2	<i>Procyon lotor</i> (アライグマ)
六	昆虫綱
ハ	はち目

(1) みつばち科	
1	<i>Bombus terrestris</i> (セイヨウオオマルハナバチ)
(2) あり科	
4	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種
第二 植物界	
(5) きく科	
1	<i>Coreopsis lanceolata</i> (オオキンケイギク)
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	

(注) 別表第一については、今回調査対象とした4種を抜粋

資料4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）（抜粋）

(公示事項)	
第十五条 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。	
(防除の確認の申請)	
第二十三条 地方公共団体は、法第一八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。	
一 地方公共団体の名称	
二 防除の対象となる特定外来生物の種類	
三 防除を行う区域及び期間	
四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要	
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。	
一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容	
二 防除の目標	
三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合することを証する情報	

資料5 「特定外来生物被害防止基本方針」（平成26年3月18日閣議決定）（抜粋）

第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合が考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

1 防除の公示に関する事項

(1) 防除の主体及び公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

防除の公示は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて行うものとし、防除の公示は国民に広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用して迅速に行うものとする。

(3) 防除の内容

防除の公示では、次の内容を定めるものとする。

ア 防除の目標

防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定する。

2 防除の実施に関する事項

特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採用す

ることが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力が強い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。一方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必要である。

(1) 緊急的な防除の実施

人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国は関係行政機関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつつ防除を実施する。

緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

(2) 計画的な防除の実施

特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地の所有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要であり、その際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体ごと、地域ごとに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが必要である。

また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実行するものとする。

ア 協議及び検討の場の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体及び地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体又は狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

イ 関係行政機関等との連携

特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合又は、行政界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関又は関係地方公共団体と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要がある。

ウ 土地所有者等との調整

防除を行う地域の土地又は水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得るものとする。なお、防除を行う地域の土地若しくは水面の所有者等が知れない、又はその所在地が不明なことにより、防除を行えない地域があることで、当該地域が特定外来生物の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、法第13条第4項に基づき手続を行うこととする。

エ モニタリングの実施

特定外来生物の存在状況及び特定外来生物による被害の状況等についてモニタリングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に反映させるものとする。

オ 実施体制の整備

防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努める。

また、防除を実施していく上で、地域住民の理解及び協力が不可欠であることから、特定外来生物の被害に関する情報及び被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

3 その他

特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記1及び2による本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要である。また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）及び効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

5 その他

(1) 外来生物対策の総合的な推進

我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体的な施策等の計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な推進に努めるものとする。

(注)下線は当省が付した。

資料 6 愛知目標（生物多様性条約第 10 回締約国会議）（仮訳）（抜粋）

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	
目標 9	2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

（注）環境省資料に基づき、外来種対策に係る部分のみ抜粋した。

資料 7 「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成 24 年 9 月 28 日閣議決定) (抜粋)

第 2 部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

2 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定

国別目標 B-4 (対応する愛知目標の個別目標: 9)

2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

主要行動目標

B-4-1 2014 年までに、侵略的外来種リスト (外来種ブラックリスト (仮称)) を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する。(環境省、農林水産省)

B-4-2 2014 年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外以種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画 (仮称)」を策定する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

B-4-3 優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。(環境省、農林水産省)

関連指標群

- 特定外来生物、外来種ブラックリスト (仮称) の指定等種類数とそのうち未定着種数
- 外来生物法に基づく防除の確認・認定件数
- 奄美大島及び沖縄島やんばる地域 (防除実施地域内 (2012 年度時点)) におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況 (生息確認メッシュ数)
- 地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備 (件数)

(注) 下線は当省が付した。

資料8 「外来種被害防止行動計画」(抜粋)

前文



図1 生物多様性国家戦略と行動計画の関係

第1部 外来種対策を実施する上での基本指針

第1章 外来種対策に関する認識と目標

第2節 外来種問題の基本認識

4 外来種対策を実施する上での基本認識

(略)

外来種は、定着が進むにつれて対策に係る費用や労力等のコストが大きくなり、対応が困難になります。そのため、未定着の段階で、新たに侵入した外来種を早期に発見するための情報収集体制の整備やモニタリングを実施していくことが重要です。

(略)

一方、侵略的外来種の侵入・定着が確認された場合には、早期に根絶を目指し迅速に対応することが重要です。被害が顕在化する前に対応の方が、被害が顕在化してから対応するのに比べ、はるかに効果的であり、駆除や殺処分等の対応が必要な個体の数も少なく、コストも低く抑えることができます。特に、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストのうち、定着予防外来種が確認された場合は、特に早急な対策が必要です。

(略)

既にまん延した外来種については、多くの場合、当面は根絶の実現性は低いため、まずは有効性の高い、分布拡大の防止及び局所的な根絶、低密度化を実施し、その状態を継続していくことが重要です。このような外来種の対策を実施する場合は、対策の目的を明確化し、それに

応じた内容とすることが必要です。また、低密度管理を継続する場合は、継続的にコスト負担をせざるを得なくなるため、根絶と再侵入防止が可能な場合には、根絶させ、再侵入を防止する方が長期的にみればコストを抑えることができる場合もあることを認識する必要があります。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料9 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成27年3月26日策定。環境省、農林水産省）（抜粋）

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）概要

1. 背景・目的

（略）

本リストは、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用する。

2. リストの性格

環境省及び農林水産省が作成・公表するもの。作成にあたっては、有識者からなる愛知目標達成に向けた侵略的外来種リスト作成会議において検討を行った。

生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストであるが、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはならない。

（略）

<動物>

※対策優先度の要件は緊急対策外来種・重点対策外来種のみ記入

通しNo.	分類群No.	分類群	和名	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の要件※		備考
							被害の深刻度	実効性・実行可能性	
定着を予防する外来種(定着予防外来種)									
侵入予防外来種									
12	2	昆虫類	ヒアリ(アカヒアリ)	<i>Solenopsis invicta</i>	I, III	未定着			特定外来
総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)									
緊急対策外来種									
83	17	哺乳類	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>	I, II	分布拡大期 ～まん延期	①②③④	⑤	特定外来
適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)									
209	20	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ	<i>Bombus terrestris</i>	I	定着初期/ 限定分布			特定外来

<植物>

No.	科名	和名(別名、流通名)	学名	定着段階	特に問題となる地域や環境	選定理由	対策優先度の要件※		備考
							被害の深刻度	実効性・実行可能性	
総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)									
緊急対策外来種									
30	キク	オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>	分布拡大期～まん延期	河原の固有種の生育地	Ⅳ	①③	⑤	特定外来

(注) 1 環境省資料に基づき、今回調査対象とした4種について抜粋

- 2 <動物>の表中の選定理由は、「Ⅰ. 生態系被害が大きいもの」、「Ⅱ. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い」、「Ⅲ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの」、「Ⅳ. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの」である。
- 3 <植物>の表中の選定理由は、「Ⅰ. 生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高い」、「Ⅱ. 生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高い」、「Ⅲ. 人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高い」、「Ⅳ. 生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高い」、「Ⅴ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もある」である。
- 4 表中の対策優先度の要件は、「①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である」、「②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い」、「③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い」、「④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす」、「⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る」である。

資料10 令和2年度実施施策に係る政策評価書（施策名：5-3 野生生物の保護管理）
（環境省）（抜粋）

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-24)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣の適切な保護・管理、外来生物による在来生物や生態系への影響の防止を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	4,073	4,055	5,664	6,078
	補正予算(b)	1,100	400	2,400	-
	繰越し等(c)	▲492	663	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	4,681	5,118	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	4,150	4,757	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日 閣議決定）				

測定指標	国内希少野生動植物種の新規指定数(平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	119種	171種	207種	270種	309種	300種	
	年度ごとの目標値		120種	165種	210種	255種	300種		
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	○
		-	0.009頭	0.003頭	0.0004頭	0頭	-	0頭	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭)(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	-
推定の中央値ニホンジカ285万頭、イノシシ105万頭 ※令和2年度に算出		ニホンジカ285万頭、イノシシ101万頭	ニホンジカ277万頭、イノシシ90万頭	ニホンジカ266万頭、イノシシ87万頭	ニホンジカ256万頭、イノシシ80万頭	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ134万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

(注) 環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r02_jigo/jigo_sheet/5_3.pdf)

から抜粋

〈ヒアリ〉

資料 11 「アカカミアリ等の防除に関する件」(平成 18 年環境省告示第 41 号)

- 1 防除の対象 ソレノプシス・ゲミナタ(アカカミアリ)及びソレノプシス・インヴェクタ(ヒアリ)(以下「アカカミアリ等」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標
 - 一 生態系に係る被害の防止

アカカミアリ等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

 - イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ハ その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)
 - 二 人の生命・身体に係る被害の防止

人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) アカカミアリ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲等

地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

 - (1) 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないように配慮するものとする。

ハ 防除により捕獲した個体の処分

- (1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- (2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- (3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ニ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。

ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

- 一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画に記載していること。
- 二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載していること。
- 三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画に記載していること。
- 四 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 12 「東京港青海ふ頭におけるヒアリ確認を受けた緊急対応について」（令和元年 10 月 21 日ヒアリ対策関係閣僚会議申合せ）

ヒアリ対策については、平成 29 年 6 月の国内初確認、同年 7 月の関係閣僚会議も踏まえた関係省庁の連携により、水際での防除に取り組んできた。その結果、これまで 40 例以上の確認事例があったが、発見個体の殺虫処理と確認地点周辺地域における調査実施等により、国内定着を防いできたところである。

しかし、本年 9～10 月に東京港青海ふ頭において確認された巣からは、50 個体以上の有翅女王アリが確認されたことから、専門家より、

- ・繁殖可能な女王アリが飛び立ち、他の場所に広がった可能性が高い
 - ・速やかに徹底した周辺調査及び防除を行わなければ、定着が危惧される
- ことが指摘されている。

こうした状況を受け、これまでの調査・防除体制を更に強化して、政府一丸となって当該港湾周辺における徹底した調査と確実な防除を行うほか、本件を受けて全国的な取組状況についても再度確認、徹底を図る（別紙「具体的な取組」参照）ことにより、国内での定着を阻止するものとする。

緊急対応の具体的な取組

【青海ふ頭及びその周辺における取組】

○調査及び防除の徹底

- ・有翅女王アリが確認された青海ふ頭コンテナヤード（47ha）においては、一般の立入りが禁止されたエリアであることから、防除を最優先させ、延べ 100 名程度の人員を投入し、巣全体に作用する殺虫餌を面的（5～10m 間隔）かつ長期間（隔週 3 ヶ月以上）散布するとともに、並行して防除の効果を確認する調査を実施。（環境省）

- ・周辺調査（公園、道路等）の調査方法を、目視中心から誘引剤（殺虫成分を含まない）を活用した方法に見直すとともに、緑地帯等の未舗装地の中にもこれまで未調査の地点がないかどうか洗い出し、東京都等と連携して調査を実施。（環境省）
また、これまで主に調査対象としていた公有地に加えて、民有地についても、その所有者や管理者に対して、東京都等と連携して調査への協力を依頼し、調査・防除を実施。（環境省）
- ・周辺調査の実施範囲について、従来を目安としている半径 2km にとらわれず、拡散・定着リスクについて専門家の意見を聞きながらより広域に調査を実施。（環境省）
- ・東京都（港湾管理者）及び東京港埠頭株式会社に対し、ヒアリの調査・防除作業に関して十分な時間確保等が行われるよう早急な協力を要請。（国土交通省（10 月 17 日に実施済））
- ・東京都（港湾管理者）に対して、コンテナヤードにおける舗装の適切な修繕や点検、コンテナヤード周辺の土砂等の撤去に関する依頼を再度周知徹底。（国土交通省（10 月 17 日に実施済））

○正確な情報発信

- ・周辺の施設に対する注意喚起を行うとともに、今冬には港湾管理者等を対象とした講習会を開催。ヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡や防除への協力が確実に行われるよう、東京都等と連携して改めて徹底。（環境省、国土交通省）
- ・東京都内の学校、幼稚園、保育園等に対し注意喚起を改めて実施。（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・東京都内の医療施設、消防本部に本事案についての情報提供と、ヒアリに刺された場合の留意事項を改めて周知。（厚生労働省、消防庁）
- ・東京都等と連携して適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、冷静な対処を求める。（全省庁）

【全国の港湾、空港等における取組】

○調査及び防除の徹底

- ・全国の 65 港湾における従来の調査実施状況を点検。追加調査や薬剤散布による防除が必要な場合には 11 月までに実施。（環境省）
- ・全国の 65 港湾の港湾管理者、港湾運送事業者等に対し、今後、実施されるヒアリの調査、防除作業等に対して十分な時間確保等が行われるよう早急な協力を要請。（国土交通省（10 月 17 日に実施済））
- ・ヒアリ等の生息地及び生息が疑われる地域からの輸入コンテナ貨物の荷主等に対して、関係団体等を通じて、ヒアリの混入防止及びヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡を徹底。（環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、財務省）
- ・全国 31 空港における緊急点検を実施し、ヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡と防除を徹底。（国土交通省）
- ・植物防疫におけるヒアリ調査への協力の徹底。（農林水産省）

○正確な情報発信

- ・国民の皆様からヒアリに関する問合せを受け付けるヒアリ相談ダイヤルを 10 月 21 日から毎日開設（環境省）
- ・地方公共団体等と連携して適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る。（全省庁）

資料 13 「ヒアリに関する対応について（依頼）」（平成 29 年 7 月 13 日付け環境省自然環境局野生生物課事務連絡）（抜粋）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、6 月に兵庫県尼崎市で確認されて以降、現在までに兵庫県神戸市、愛知県弥富市、大阪府大阪市、東京都品川区、愛知県飛島村、愛知県春日井市で相次いで確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念される状況となっております。

つきましては、ヒアリの侵入及び定着の防止等のため、下記についてご協力願います。なお、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等については、WEB サイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

記

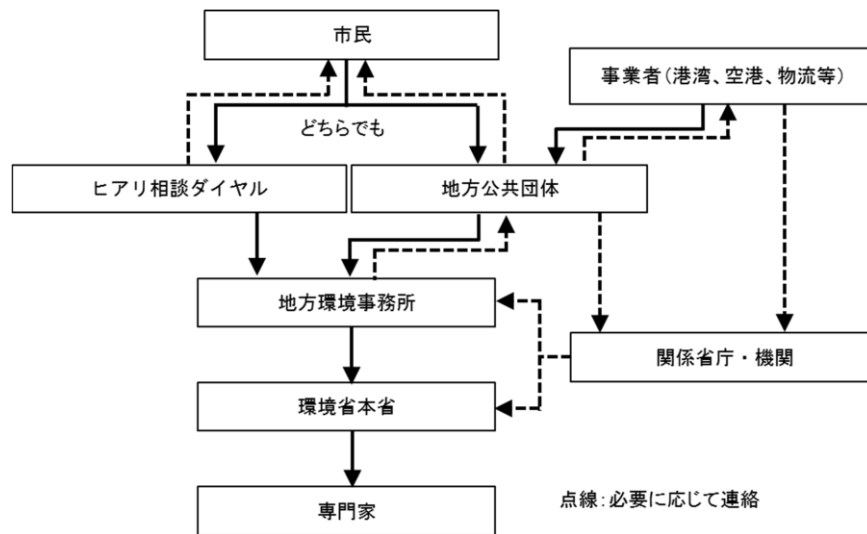
1. 事業者及び地域住民等からヒアリと疑われる事例の通報があった場合には、貴部局において可能な限り簡易的な同定を実施し、疑わしい事例は速やかに各地方環境事務所等に通報するとともに殺虫処分を行う等により早期発見、早期防除を行うこと。
2. 港湾部局、消防防災部局、衛生部局、教育部局等の関連する部局、市町村、港湾及び輸入コンテナ貨物を利用する事業者をはじめとする関係者等に対し、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等に関する適切な情報を周知するとともに、連携体制の確保に努めること。

（注）下線は当省が付した。

資料 14 「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 3.1」 (令和 3 年 3 月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室) (抜粋)

5. ヒアリと疑わしいアリを確認したときの連絡体制

ヒアリと疑わしいアリが見つかった場合には、数の大小に関わらず、また、専門家による同定を待たずに、環境省の他、国の関係機関、地方公共団体等に連絡し、各主体が協力して対応に当たることが必要です。これまで、港湾管理者、港湾事業者、物流事業者、倉庫管理者、荷主等による地方公共団体や国への通報により侵入が確認された例が多数あります。迅速な対応のためには、連絡先を関係機関で把握しておくことが重要です。現状では、概ね下図のように連絡が取られています。



(略)

6. ヒアリの基本的な防除に関する考え方

(略)

地方公共団体や港湾管理者においても、侵入・拡散防止のための調査に取り組むほか、ヒアリが確認された際、地域や現場の実態にあわせ、迅速かつ細やかに対応するなど、早期防除において大きな役割を果たしています。疑わしいアリを確認した際の物流事業者等からの速やかな連絡や防除への協力が早期発見・定着阻止につながっています。今後も、各主体が連絡を取り合い必要な作業を分担するなどしながら、より効率的・効果的な防除方法を検討します。

効率的・効果的な対策には、各主体が予め役割分担や連携内容を整理し、各地域の特性に応じた体制を整えることが重要です。この際、専門家による指導や助言を得ることは、様々な関係者間の連携をコーディネートし、円滑な防除を実施するために有効です。

(2) 侵入の監視

(略)

次項の生息状況調査を、前述のようなコンテナが留め置かれる場所で定期的を実施することも、侵入監視・早期発見の有効な手段です。また、荷主、物流事業者によりヒアリが発見されることも多いことから、日常的に情報の提供や共有を行い、主体間の協力体制を構築しておくことが重要です。

(3) 生息調査

ヒアリの侵入を監視するための調査や、ヒアリが確認された場合の調査は、以下の考え方で実施します。

コラム① 調査・防除作業の実施にあると有用な装備例

ヒアリの防除作業の際は刺されたり怪我をしたりすることのないよう、十分な準備の上で作業を行いましょう。また、手際よく作業をするための物品も準備しておくとう便利です。下記には装備の例を紹介します。

装備	用途
長袖、長ズボン、手袋	肌の露出を避ける。
ヘッドランプ	コンテナ内等、暗部の確認。
マスク	薬剤散布時の経口摂取防止。
即効性殺虫剤（スプレー剤等）	少数個体の確認対応。
遅効性殺虫剤（液剤等）	集団の確認対応（使用は慎重に）。
ブルーシート	当該荷の開封や移動時の逸出防止。
大型ビニール袋	当該荷の一時密封等
チャックビニル	サンプル等の保存、逸出防止。
ガムテープ	コンテナや服装の隙間の遮断。
無水エタノール入りサンプル瓶	標本の保存。
ピンセット	標本の捕獲。
ハンディクリーナー	標本をたくさん採取する場合。
ルーペ（15-20倍）	標本の確認。

エ 役割分担

発見地点とその周辺の土地・施設管理に関わる関係省庁、地方公共団体、事業者等と環境省が連携して調査を行います。

資料 15 「ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について」（令和 2 年 5 月 8 日ヒアリ対策に関する関係省庁会議）（抜粋）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」、平成 16 年法律第 78 号。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 16 都道府県で 49 事例が確認されており、わが国への定着が懸念されている。

また、東京港青海ふ頭において多数の女王アリが確認された状況等を受け、令和元年 10 月 21 日に開催されたヒアリ対策関係閣僚会議で政府一丸となった緊急対応を申し合わせ、関係各省庁が協力して取組を進めているところである。

環境省では昨年 10 月から 11 月にかけて、青海ふ頭の周辺半径 2km を目安としつつ、港湾関係敷地に加え、公園や学校等の公共施設、民間事業者敷地、貨物の野積場、公道沿い等で、ヒアリの拡散がないかの詳細な確認調査を実施した。これらの調査は関係省庁や東京都の協力を得て行われたが、実際に現場作業に入るまでに、調査対象である土地や施設の管理者や調整窓口の把握、調査に当たっての必要な手続きの確認、日程の調整等に多大なる時間と労力を要した。

今後、より市街地に近い港湾や内陸部の地域等においてヒアリが確認された場合、青海ふ頭の事例よりもさらに多様な管理・利用形態の土地で調査・防除を行う必要が生ずることが想定される。ヒアリが発見された場合には、できる限り迅速かつ効果的に調査・防除を行うことが、国内への定着を防止するために不可欠であることに鑑み、調査・防除の実施に際しての連絡・調整について、関係省庁は以下の通り対応する。

- (1) ヒアリが確認された際には、発見者や土地・施設管理者等の属性にかかわらず、速やかに環境省に情報を集約する。
- (2) 環境省は、得られた情報をもとに専門家とともに調査・防除の方針を立て、速やかに関係省庁に連絡を行う。
- (3) 調査・防除のための土地・施設への環境省及び関係者の立ち入り等の調整を円滑にするため、関係省庁は以下のように備える。
 - ①各省庁が直接管理している土地・施設のうち、予め調整フローを作成することが必要と考えられる土地・施設について、当該省庁は各省庁内での調整フローを整備する。
 - ②自治体、民間が管理する土地・施設のうち、関係省庁の協力が調査の円滑な実施に必要と考えられる土地・施設について、当該省庁は各省庁内及び自治体等も含めた調整フローを整備する。
 - ③その他の土地・施設について、環境省は、個別の事案に応じて、自治体や地域の関係団体等を通じた連絡調整を行う。その際、関係省庁は必要な助言を行う。

(注) 下線は当省が付した。

〈アライグマ〉

資料16 「アライグマの防除に関する件」（平成17年農林水産省・環境省告示第9号）

- 1 防除の対象 *Procyon lotor*（アライグマ。以下単に「アライグマ」という。）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標
 - 一 生態系に係る被害の防止
次に掲げる地域ごとに、アライグマが既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
 - イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ハ その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
 - 二 農林水産業に係る被害の防止
地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲
地域の状況に応じ、わな等の捕獲器具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 設置した器具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）

に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

- (2) 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
- (3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
- (5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ハ 捕獲等のための施設

アライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

ニ 防除により捕獲した個体の処分

- (1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- (2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
- (3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- (4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管す

る場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

へ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的になな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作成し、確認又は認定の申請書に添付していること。

また、その内容は本公示の内容に沿ったものであること。

二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画に記載していること。

三 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載していること。

四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画に記載していること。

五 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。

六 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

七 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実施計画に掲載し、又は添付していること。

八 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。

九 鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

十 鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。

十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

資料 17 「外来種被害防止行動計画」（抜粋）

第 2 部 外来種対策を推進するための行動計画

第 1 章 国による具体的な行動

第 4 節 効果的、効率的な防除の推進

2 具体的な行動

(3) 広域に分布する外来種への対策

第 1 部第 2 章第 1 節 2 に記載されている対策の優先度の考え方とおおり、対策の優先度は、「潜在的なものを含む被害の深刻度（質）（保全対象地域の重要性（保護地域×絶滅危惧種）としての優先度評価）、対象種の侵略性、緊急性（定着段階、拡散の速度等）」と「潜在的なものを含む被害の規模（拡がり・量）」から評価できます。「潜在的なものを含む被害の規模（拡がり・量）」は「生態系・人体・経済への影響の大小、分布の拡がり」から判断できます。全国に広く分布している、もしくは今後分布を拡げる可能性が高い外来種で、かつ、生態系被害もしくは農林水産業被害等をもたらしており、「対策の実行可能性・実効性・効率性」が認められる外来種を、優先的に防除を進めるべき種として選定します。これらの種については、国が効果的、効率的な防除手法の開発やモデル地域における防除体制の確立などを行い、成果をマニュアルとしてとりまとめ、共有することで、各主体の防除を支援していきます。

【アライグマ】

<当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- ・ 全国ほぼ全ての都道府県で記録され、サギ類のコロニーの破壊やサンショウウオの捕食などの生態系への被害が報告されているほか、2013 年度（平成 25 年度）には全国で約 3 億 4 千万円の農作物被害をもたらしています。
- ・ これまでの事業により、農作物等の被害を低減させた実績があります。

<取組の現状>

- ・ 2005 年度（平成 17 年度）から各地域 3 年間程度で、北海道、関東、近畿、四国、九州地方において、防除手法の開発や地域の防除体制の確立を目的とした防除モデル事業を実施し、事業で得られた成果を防除マニュアルとしてまとめ、環境省ウェブサイトに掲載しました。

（<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>）（環境省）

- ・ アライグマによる農作物被害への対策を効果的に進めるため、本種の生態等に関する知識や必要な防除技術を農業者等へ普及する補助教材として、2010 年（平成 22 年）に「野生鳥獣被害防止マニュアルー特定外来生物編」を作成し、関係自治体等へ配布しました。（農林水産省）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく市町村被害防止計画において、アライグマを対象鳥獣として定めた場合、鳥獣被害防止総合対策交付金により農作物被害防止対策を支援しています。（農林水産省）

<今後の方向性>

- ・ 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を地域が実施するための体制構築を促します。

（環境省）

- ・ 各地で蓄積されている情報を集約し、事例集もしくはマニュアル等に整理することで、地域における効果的、効率的な防除を推進します。（環境省）
- ・ 農作物被害を防止するための地域ぐるみの取組を支援します。（農林水産省）

<目標>

- ・ 2020 年（平成 32 年）までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っている。（環境省）
- ・ 2020 年（平成 32 年）までに分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築される。（環境省）

<目標達成の評価指標>

- ・ アライグマの分布状況、アライグマの捕獲実績及び地方自治体の確認手続の実施状況（環境省）

（注）下線は当省が付した。

資料 18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

資料 19 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(抜粋)

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一～十六 (略)

十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八～二十 (略)

資料 20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3～14 (略)

(環境省令で定める鳥獣の捕獲等)

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をするのがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず

ず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。

資料 21 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」 (令和 3 年 10 月告示版) (抜粋)

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の 1) から 4) のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性のある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1 日 1 回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(注) 下線は当省が付した。

資料 22 「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」（平成 23 年 3 月作成（平成 26 年 3 月改訂、令和 2 年 3 月一部修正）。環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）（抜粋）

第 2 章 アライグマ防除の考え方と進め方

2 アライグマ防除の基本的な考え方

3) 初期対応の重要性

（略）

アライグマ防除においても、侵入段階に応じた対応が必要です。まず、侵入の予防を第一とし、まだ生息数の少ない侵入初期に発見し、徹底的な防除によって地域から完全に排除することが、最も効率的・効果的な方策といえます。しかし実際には、被害が少ない侵入初期には、防除を求める農家や住民の声もあまり大きくないことから、対策は後手に回って、分布や被害の拡大を招いてしまいます。

このような被害拡大の連鎖を断つためには、現在被害が生じていない地域においても、近隣地域からの侵入を警戒し、発見された場合は早期に完全排除を目指して対応を行う必要があります（図 2-1 の 1、2）。

既に定着している地域においては、さらなる分布拡大を防止し、生息数の低減を図るとともに、長期的には完全排除を目指し、防除を実施します（図 2-1 の 3）。

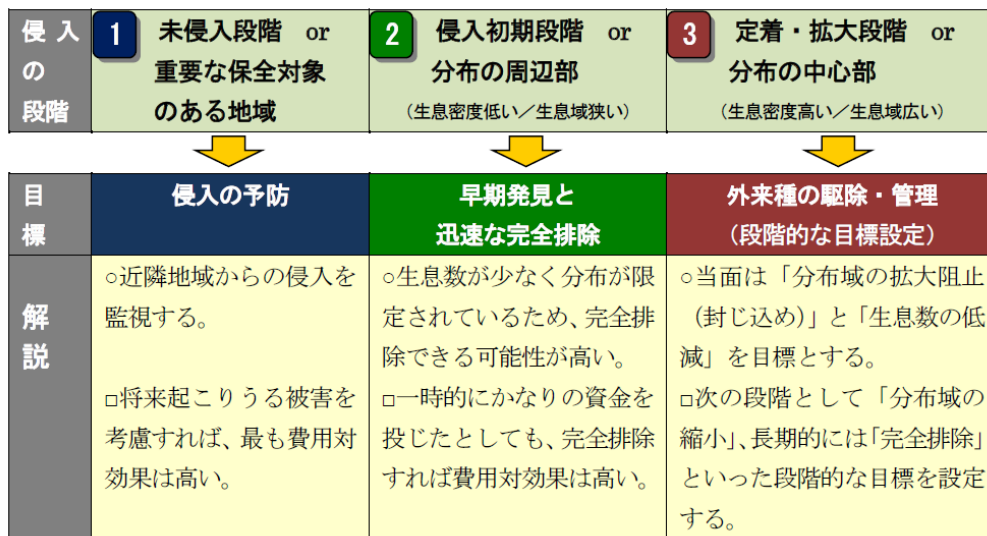


図 2-1 外来種生息状況等に応じた防除の目標

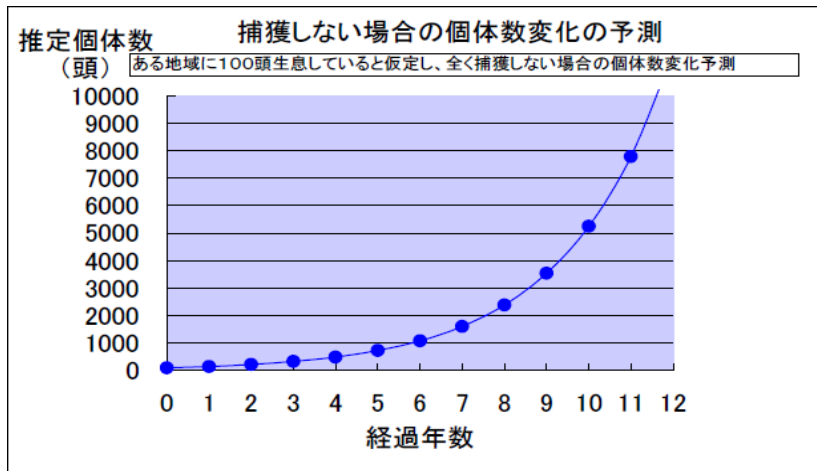
コラム：個体数変化のシミュレーションと捕獲数

兵庫県アライグマ防除指針をもとに作成

生息数を減少させるための捕獲数について、シミュレーションした結果です。

最初に 100 頭のアライグマが生息しているとして、全く捕獲を行わないと、生息数は 6 年

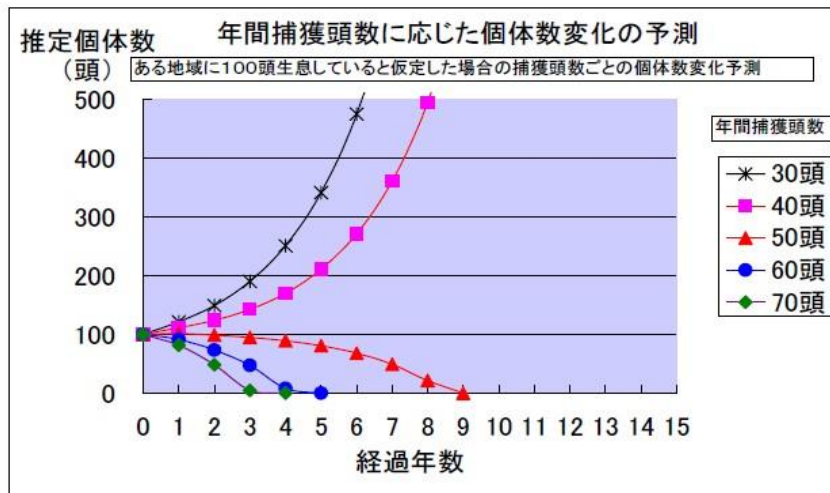
後に約 5 倍、10 年後に約 50 倍となります（下図）。もちろん特定の場所での密度が無制限に高まるわけではありませんが、分布域は拡大し、総生息数は幾何級数的に増加します。



出典：兵庫県アライグマ防除指針

下図は、捕獲数に応じた生息数の変化予測で、生息数の 40% 程度の捕獲数では生息数の増加を抑制することができず、生息数の 50% 以上を毎年捕獲した場合は、生息数が減少することを示しています。

理論的に、ある一定数以上捕獲しないと、せっかく捕獲を行っても効果があがらないことがわかります。こうしたことを念頭に置き、これまでの捕獲結果などを踏まえて捕獲の効果を検討し、十分な捕獲数を確保していくことが重要です。



出典：兵庫県アライグマ防除指針

(3-2) 法的手続

① 各制度の特徴

外来生物法に基づく防除と鳥獣保護法に基づく捕獲の特徴は、表 2-3 に示すとおりで

す。外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けた場合、外来生物法第4条で規制されている「生きている捕獲個体の運搬や保管」を伴う防除が可能です。また、鳥獣保護法に基づいて許可捕獲をする場合、捕獲した鳥獣については、許可内容（捕獲後の措置）に従って取り扱うこととなりますが、平成26年の外来生物法施行規則の改正により、処分するために一時的に保管又は運搬することが可能となりました（改正外来生物法施行規則第2条17項）。なお、捕獲現場での殺処分及び地方公共団体による引き取りが可能な場合にはその職員への引き渡しも可能です。

鳥獣保護法の場合、捕獲数量を決めて申請する必要がありますが、外来生物法の場合、複数年にわたる防除実施計画を策定し、捕獲数量の制限なく確認・認定を受けることができます。

ただし、鳥獣保護法第12条で禁止されている猟法等を使用する防除方法については、確認・認定を受けることはできないので、これらの猟法を使用する場合は、別途鳥獣保護法による捕獲許可を受ける必要があります（詳しくは以下コラム参照）。

アライグマの防除の基本的な事項は、外来生物法第11条に基づく防除の公示（平成17年度農林水産省・環境省告示第9号「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件」）に示されており（巻末〔資料2〕参照、以下「防除の告示」という）、外来生物法に基づく防除の確認・認定を受ける場合は、この告示、外来生物法に基づく防除の確認・認定を受ける場合は、この告示の内容に沿った防除実施計画を立てる必要があります。

表2-3 外来生物法に基づく防除と、鳥獣保護法に基づく捕獲の特徴

	外来生物法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目的	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止	野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等 (予察捕獲により、外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲も可能。)
鳥獣法の禁止猟法等	使用できない (鳥獣を対象とする場合の要件)	●許可を受ければ使用可能
捕獲数量・期間	●複数年の計画期間で、捕獲数量の上限を設ける必要なし	捕獲数量を決めて申請
捕獲個体の取扱	●生きている捕獲個体の運搬等を伴う防除が可能	捕獲現場での殺処分又は地方公共団体職員等への引渡し
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長 (北海道は農林水産大臣、 沖縄県は沖縄総合事務局長)	都道府県知事または地方環境事務所長 (権限の一部を市町村長に委譲している場合あり)

(注) 下線は当省が付した。

〈オオキンケイギク〉

資料 23 「オオキンケイギク等の防除に関する件」（平成 18 年国土交通省・環境省告示第 1 号）（抜粋）

- 1 防除の対象 *Coreopsis lanceolata*（オオキンケイギク）、*Rudbeckia laciniata*（オオハンゴンソウ）、*Senecio madagascariensis*（ナルトサワギク）、*Sicyos angulatus*（アレチウリ）及び *Veronica anagallis-aquatica*（オオカワヂシャ）（以下「オオキンケイギク等」という。）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、オオキンケイギク等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、オオキンケイギク等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

 - 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) オオキンケイギク等の全国的な生育状況及び被害状況を把握するため、国土交通大臣及び環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 採取等

地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。以下同じ。）を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

 - (1) 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
 - ハ 防除により採取等した個体の処分

(1) 採取等した個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 採取等した個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(3) 採取等した個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ニ モニタリング

生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

五 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

国土交通大臣及び環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 24 「外来種被害防止行動計画」（抜粋）

第 1 部 外来種対策を実施する上での基本指針

第 1 章 外来種対策に関する認識と目標

第 2 節 外来種問題の基本認識

2 外来種問題の現状

（略）

岐阜県木曾川では、オオキンケイギク等の外来植物が優占しており、外来種対策として、それらの外来植物を選択的に除去したところ、カワラヨモギ、カワラマツバ、カワラサイコなど河原に固有の在来種が回復しました。このことから、在来植物の衰退の主要な原因の一つは、外来植物の侵入であることが示されています。

第 2 章 外来種による被害を防止するための考え方と指針

第 1 節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

4 効果的、効率的な防除の推進

(1) 現状

外来種の防除、そのための技術開発、普及啓発が進んだことにより、外来種の地域的根絶（小笠原諸島弟島のウシガエル、ノブタ、小笠原諸島（父島以外）のノヤギ、八重山諸島鳩間島におけるオオヒキガエルなど）や絶滅危惧種の生息状況の回復（奄美大島におけるアマミノクロウサギやアマミトゲネズミなど）、農業被害の緩和等、一定の成果が得られた事例もあります。しかしながら、我が国に定着した特定外来生物について、現時点において国レベルで根絶に成功した事例はなく、広域に定着した特定外来生物についても一部で上記のような事例はあるものの、我が国全体で防除により外来種の分布拡大阻止に成功しているとは言い難い状況です。また、一部の地域で野外に生息する外来種を餌付けしたり、防除の理解が得られないなど、外来種問題や外来種対策に関する地域住民等の理解や協力が十分得られていません。防除に取り組む行政機関では、厳しい財政状況にある中で、防除に係る予算や体制を十分に確保することが難しい状況にあります。

第 2 部 外来種対策を推進するための行動計画

第 1 章 国による具体的な行動

第 3 節 侵略的外来種の導入の防止（予防）

1 意図的に導入される外来種の適正管理

(2) 具体的な行動

ア．外来種被害予防三原則の徹底

（略）

【入れない】

（略）

利用する外来種の選定にあたり緑化やペット等に関わる各主体が適切な行動をとれるよう、科学的知見を踏まえて、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成・更新等を行うとともに、各種事業に使用されているマニュアルや仕様書等を適宜改訂し、普及啓発を推進するとともに効果的な外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省)

オオキンケイギクの防除実験を行い、都市公園等を対象とした効果的、効率的な防除手法を示した管理マニュアルを作成し、生態系の保全に配慮した都市の緑化に取り組めます。(国土交通省)

(略)

第4節 効果的、効率的な防除の推進

2 具体的な行動

(2) 生物多様性保全上重要な地域における外来種対策

ウ. 個別の外来種に対する行動計画

(略)

【釧路湿原、奥日光の湿原のオオハンゴンソウ】

<当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- ・ オオハンゴンソウは寒さや湿地に強く、旺盛に繁殖するため、自然性の高い国立公園の湿原などへの侵入が多く見られます。
- ・ ラムサール条約湿地や国立公園を含む湿原において、生態系や景観に大きな被害を与えています。
- ・ 奥日光の戦場ヶ原におけるオオハンゴンソウの防除など、これまでの事業により、分布を縮小し、地域的に根絶させた実績があります。

<取組の現状>

- ・ 釧路湿原については、2010年度(平成22年度)より、環境省がオオハンゴンソウの分布調査を行い、保全上重要な地域において防除を実施してきました。
- ・ 奥日光の湿原については、1970年代から栃木県、日光市、環境省、林野庁、自然公園財団、地元温泉組合、観光協会等により防除が行われ、在来種の生息環境として重要な戦場ヶ原においては根絶し、現在、周辺地域の防除を実施しています。

<今後の方向性>

- ・ 釧路湿原については、現在オオハンゴンソウの分布が確認されていない保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを行い、得られた成果を公開します。(環境省)
- ・ 奥日光の湿原については、戦場ヶ原等の重要地域に再侵入しないための予防策を講じます。(環境省)

<目標>

- ・ 2020 年（平成 32 年）の時点で、釧路湿原では、保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハンゴンソウが存在していない。（環境省）

<目標達成の評価指標>

- ・ オオハンゴンソウの分布状況（環境省）

（略）

（注）下線は当省が付した。

〈セイヨウオオマルハナバチ〉

資料 25 「クビアカツヤカミキリ等の防除に関する件」（平成 18 年環境省告示第 43 号）

- 1 防除の対象 *Aromia bungii*（クビアカツヤカミキリ）、*Bombus terrestris*（セイヨウオオマルハナバチ）、*Vespa velutina*（ツマアカスズメバチ）、*Euglandina rosea*（ヤマヒタチオビ）及び *Platydemus manokwari*（ニューギニアヤリガタリクウズムシ）（以下「クビアカツヤカミキリ等」という。）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、クビアカツヤカミキリ等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、クビアカツヤカミキリ等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

 - 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) クビアカツヤカミキリ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲等

地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

 - (1) 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないように配慮するものとする。

ハ 防除により捕獲した個体の処分

- (1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- (2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- (3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ニ 捕獲等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。

ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

- 一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。
- 二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。
- 三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。
- 四 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 26 「外来種被害防止行動計画」(抜粋)

第1部 外来種対策を実施する上での基本指針

第2章 外来種による被害を防止するための考え方と指針

第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

3-1. 意図的に導入される外来種の適正管理

(2) 基本的な考え方

イ. 産業において利用される外来種の適正管理の徹底

産業利用される外来種についても、基本的には外来種被害予防三原則に基づいた適正管理の徹底が求められます。例えば、緑化植物や牧草、セイヨウオオマルハナバチ等の特定外来生物を含む産業利用されているものの中でも侵略性を有する外来種については、まず「入れない」対策として、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないか検討し、代替性がない場合は、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストを参考に「捨てない(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)」対策が必要です。なお、特に生物多様性保全上重要な地域へ逸出しないよう適切な管理を実施することが重要です。

(略)

第2部 外来種対策を推進するための行動計画

第1章 国による具体的な行動

第1節 外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成

2 具体的な行動

(1) 普及啓発における3つの段階

【認識の段階(知ること)】

外来種問題の存在に気づき、外来種がさまざまな被害をもたらす存在であるという認識を国民全体に広く浸透させるため、以下の施策を実施します。

(略)

外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの

飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し配布するとともに、セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。また、普及指導員向け説明会等においても周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。(農林水産省、環境省)

(略)

第3節 侵略的外来種の導入の防止(予防)

1 意図的に導入される外来種の適正管理

(2) 具体的な行動

イ. 産業において利用される外来種の適正管理の徹底

セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域外への導入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイヨウオオマルハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していきます。(環境省、農林水産省)

セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。(農林水産省)

セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。(農林水産省、環境省)

普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としていきます。(農林水産省)

外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養施設園芸農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を検討するため、アンケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農林水産省、環境省)

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料27 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(抜粋)

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 飼養等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
 - 三 飼養等をする目的
 - 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - ロ 施設の規模及び構造
 - 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - ロ 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
 - 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等しようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 ～10 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料 28 第 6 回特定外来生物等専門家会合議事録（抜粋）

それから、大型の屋根型ハウス、その場合は天窓にネットを張らなければなりませんので、それは業者を頼んで張るといった大がかりな作業になり費用がかかることが多いと言われています。私が見せていただいた例で言うと、反当たり 40 万円から 50 万円の費用。これも 5 年持つとすると、間の 45 万円を取ると 1 年当たり 9 万円です。1 年当たり 9 万円というのは、大規模なハウスですから出荷額も多いということで、冬春トマトの 1 年当たりの総出荷額を見ますと、大体反当たり 311 万円。その 3%以内ぐらいですね、の費用の増分になります。これは、マルハナバチを導入することで得られた省力化の便益を若干上回るかもしれないという程度の費用です。ただ、その大型のハウスが全国にどれぐらいあるかということとを考慮に入れて、ざっと全国でどれぐらい費用がかかるかということとを計算してみますと年 5 億円ぐらいの費用の増分じゃないかと思います。年 5 億円の費用の増分というのは、マルハナバチを利用してつくられているトマトの出荷額の大体 0.6%ぐらい。また、トマト総出荷額に対するパーセンテージで言いますと 0.3%ぐらいの費用です。しかも、今まで申し上げました費用というのは、ネットを張ることの便益というのを考えてないんですね。ネットを張ることによって黄化葉巻病の予防ができるとか、鳥の害を防ぐことができるといった副次的な便益もあり、また、マルハナバチが外に逃げないことによってそれだけよく授粉してくれるという便益もありますので、それらの便益を差し引きますと、大体出荷額の 1%以下におさまるような費用の増分というの、それを理由に被害があるということがわかっている外来生物の規制をやめるとい根拠にはならない程度の社会経済影響ではなからうかというのが私が考えているところです。

(注) 1 環境省資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

資料 29 「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（意見具申）」（平成 24 年 12 月 13 日中央環境審議会）（抜粋）

3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

(2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進

【短期的に講ずべき措置】

○外来生物法の飼養等許可については、最も件数の多いセイヨウオオマルハナバチにおいて不適切な管理が見られる。このため、特に野外での繁殖を防ぐため、女王蜂の逸出の防止を図るとともに、施設の適切な管理を徹底させるため、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化する必要がある。

○野外に逸出しているセイヨウオオマルハナバチについては、様々な主体と連携して大雪山や知床等の生物多様性の保全上重要な地域でのモニタリングや防除を進めるべきである。

○特定外来生物の指定に伴い、代替種の開発を進めるとともに、在来種等の代替利用において生態系等に係る新たな被害が発生しないよう、留意すべきことを整理する必要がある。特

に農業利用のニーズが高いセイヨウオオマルハナバチに関しては、在来種であるクロマルハナバチ等の代替利用により、野外へ逸出したクロマルハナバチ等の自然分布域外への侵入や遺伝的形質の異なる個体群との遺伝的攪乱の影響に留意する必要がある。こうした点を含め代替種の利用方針を整理し、それと併せてセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の運用方針について再検討すべきである。

○特定外来生物の野外への放出については、防除の推進に資する学術研究や防除を目的とする行為について、新たに被害を発生させない範囲内で、許可できる制度にすること等を検討すべきである。

(注) 下線は当省が付した。

資料 30 「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」（平成 29 年 4 月環境省、農林水産省）（抜粋）

第 4 今後の方針及び 2020 年までに進める対策について

セイヨウオオマルハナバチの産業利用については、外来生物法の施行直後にいったん減少したものの、その後は減少していない。その利用に当たっては管理を行っているが、リスクを小さくするために最も効果的な方法は利用自体を減少させることである。産業に悪影響を与えないよう留意しながら、最終的にはセイヨウオオマルハナバチの利用をなくしていくことが求められる。

一方で、日本の在来種を活用した代替種の利用に関しても、当該在来種が本来分布していない地域での利用や、人為的に均一化された遺伝子をもつマルハナバチが野外に逸出することは生態系に対してリスクを生じることがあることから、その利用による生態系への悪影響を最小限にするための適切な利用の促進が必要である。

また、代替種が開発されていない地域でのセイヨウオオマルハナバチの利用を減少させていくため、「代替種の開発」を進めることが求められる。

これらを踏まえ、次の考え方にに基づき対策を推進し、セイヨウオオマルハナバチの総出荷数量（北海道を除く）を、2020 年までに半減することを目指す。また、北海道において利用可能な代替種が開発された後には、速やかにセイヨウオオマルハナバチからの転換を図っていく。

1 リスク評価を踏まえた代替種の利用方針

代替種は、本来の分布域のみで利用することを基本とする。また、利用に当たっては、リスク評価を踏まえ、地域及び代替種に応じた適切な利用・管理を行うことが必要である。

(1) 北海道

<マルハナバチの利用に係るリスク評価概要>

・セイヨウオオマルハナバチが既に定着しており、在来種への影響も確認されている。

- ・クロマルハナバチの定着リスクは高い。
- ・エゾオオマルハナバチの北海道内の地域間での遺伝的多様性は乏しいため、今後、商業利用のために生産した遺伝的に均一なエゾオオマルハナバチを利用した場合、遺伝的多様性に与える影響はあるが、影響の程度は比較的小さい。

<代替種の利用方針>

- ・クロマルハナバチは利用しない。
- ・代替種（エゾオオマルハナバチを想定）の実用化に向けた開発が進んでいることを踏まえ、その実証利用を進めていく。
- ・代替種（エゾオオマルハナバチを想定）の実証後、セイヨウオオマルハナバチからエゾオオマルハナバチへの転換を速やかに推進する。
- ・セイヨウオオマルハナバチのような法的義務はないが、エゾオオマルハナバチの利用に当たっては、遺伝的多様性への影響に配慮しつつ、マルハナバチの逸出を防ぎ、資材として効果的に利用する観点から、次の管理を行うよう努める。
 - ①利用中の逸出防止のため、マルハナバチを利用する施設にネット（ネットの目の1辺は4 mm 以下）を張る。
 - ②使用済み巣箱を不活性化するため、使用後には施設内において、巣箱をビニール袋に入れて蒸し込みをして死滅させる。

(2) 本州、四国、九州

<マルハナバチの利用に係るリスク評価概要>

- ・セイヨウオオマルハナバチの定着は確認されていないが、定着する可能性は否定できない。
- ・セイヨウオオマルハナバチと在来種の種間交雑による生殖攪乱のリスクがある。
- ・クロマルハナバチが自然分布しており、一定程度の遺伝的多様性を有していることから、商業利用のために生産された遺伝的に均一なクロマルハナバチを利用した場合、遺伝的攪乱のリスクがあるなど、遺伝的多様性を損なうおそれが否定できない。
- ・クロマルハナバチが自然分布していない島しょ地域への導入については、別途リスク評価が必要である。

<代替種の利用方針>

- ・セイヨウオオマルハナバチのような法的義務はないが、クロマルハナバチの利用に当たっては、遺伝的多様性への影響に配慮しつつ、マルハナバチの逸出を防ぎ、資材として効果的に利用する観点から、次の管理を行うよう努める。
 - ①利用中の逸出防止のため、マルハナバチを利用する施設にネット（ネットの目の1辺は4 mm 以下）を張る。
 - ②使用済み巣箱を不活性化するため、使用後には施設内において巣箱をビニール袋に入れて蒸し込みをして死滅させる。

(3) 奄美大島以南

<マルハナバチの利用に係るリスク評価概要>

- ・クロマルハナバチの定着リスクは低い。
- ・沖縄県で利用していたクロマルハナバチの巣箱において、繁殖虫（新女王、雄）が生産されていたことから、クロマルハナバチが環境中に逸出し続けた場合、非休眠となって定着する可能性は否定できない。

<代替種の利用方針>

- ・本来の生息域由来の代替種の開発が見込めないことから、本来奄美大島以南に生息していないクロマルハナバチを代替種として利用する。
- ・セイヨウオオマルハナバチのような法的義務はないが、クロマルハナバチの定着リスクを考慮しつつ、マルハナバチの逸出を防ぎ、資材として効果的に利用する観点から、利用に当たっては、次の管理を行うよう努める。
 - ①利用中の逸出防止のため、マルハナバチを利用する施設にネット（ネットの目の1辺は4 mm 以下）を張る。
 - ②使用済み巣箱を不活性化するため、使用後には施設内において巣箱をビニール袋に入れて蒸し込みをして死滅させる。

2 代替種の開発

原則として、セイヨウオオマルハナバチの利用をなくし、日本の在来種を利用することが望ましい。また、日本の在来種を活用した代替種であっても、在来種の本来の生息地は必ずしも日本全土ではなく、地域によって代替種としての利用が適切ではないことがある。

現在開発されている代替種（クロマルハナバチ）は、前述のとおり、北海道での活用することは適切ではないため、北海道で活用できる代替種の開発を進めることが必要である。

<具体的な対策>

- ・代替種の研究開発の支援（特にエゾオオマルハナバチの製品開発）

3 代替種の適切な利用の促進

セイヨウオオマルハナバチの利用は、農業者の生業の維持の目的でのみ飼養許可申請が認められており、許可を受けて飼養する際には、セイヨウオオマルハナバチの生態系への逸出を防止するために、施設の出入口を二重にすることや施設開口部にネットを展張する等の措置が義務づけられている。1の利用方針を踏まえると、新規就農者がマルハナバチの利用を希望する場合の代替種として、現時点では、本州等及び奄美大島以南においてはクロマルハナバチの利用、北海道においてはエゾオオマルハナバチの実証利用が選択肢となる。

クロマルハナバチの利用は、前述のとおり、本州等において遺伝的多様性を損なうおそれが否定できないことから、その利用を推進するに当たり、法規制に基づく管理義務はないものの、遺伝的多様性に配慮した利用を促す必要がある。既に、複数のクロマルハナバチ取扱事業者が利用上の手引き等を公表し、ハチ逸出防止用ネットの展張や飼養後の巣箱の処分

方法等についての注意を促しているが、それに加え、国としても、ネットの展張及び巣箱の適切な処分について、利用者に周知する必要がある。

また、クロマルハナバチの利用に当たり、ネットの展張によるハチの逸出防止は、授粉の効率化や生物資材費コスト低減等の農業経営上のメリットがあること、UV カットフィルムによる活動の抑制等、利用上留意すべき事項があることから、併せて利用者への周知を図ることとする。

<具体的な対策>

- ・クロマルハナバチの利用上の留意点と性能（セイヨウオオマルハナバチと同等の働きをすること）をわかりやすく農業者に説明する資料の作成と普及
- ・代替種へ切り替え、適切な管理をする農業者に対する管理のための追加的な費用の支援
- ・セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換等の農業者の取組について、農業生産工程管理（GAP）における環境保全の取組の一つとして普及を図ること

（注）下線は当省が付した。

資料 31 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について」（平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知）

セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）に基づき平成 18 年 9 月に特定外来生物に指定されたが、当時、セイヨウオオマルハナバチが農業現場において既に広く利用されていたことから、当該指定以前から農業を営んでいた者が当該種を利用する場合は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）第 3 条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法令で定める基準に適合した施設において飼養、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）すること等を要件として、法第 5 条に基づいて許可してきたところである。このため、当該指定後もセイヨウオオマルハナバチの利用が継続され、近年は、特定外来生物指定当時を上回る年間約 6 万群が国内で流通している状況にある。

一方で、在来種であるクロマルハナバチが代替種として生産・販売され、近年流通が増えてきた実績があることから、平成 29 年 4 月に、専門家、マルハナバチ販売事業者及び国民からの意見公募を踏まえて、環境省及び農林水産省で「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（平成 29 年 4 月 21 日公表。以下「利用方針」という。）」を策定した。利用方針では、セイヨウオオマルハナバチを利用し続けることによる生態系への悪影響を再確認するとともに、代替種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマルハナバチの総出荷量（北海道を除く）を 2020 年までに半減することを目指すとの目標を掲げた。

このような状況の変化を踏まえ、今般、法第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの「生業の維持」を

目的とした飼養等の許可の運用を下記のとおり変更することとしたので、今後の許可手続においてはこれを踏まえて適正に運用されたい。

なお、各都道府県知事及びマルハナバチ販売事業者には別添写しのとおり通知しているので了知されたい。

記

1 今回の運用変更について

(1) 許可の対象となる者

利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）においては、平成18年9月の特定外来生物指定以前から農業を営んでいた者であっても、これまでセイヨウオオマルハナバチを利用していなかった者が新たに当該種を利用する場合にあっては、原則として規則第3条に定める「生業の維持」の目的には該当しないこととし、法第5条の飼養等の許可の対象としない。

なお、以下の場合については、積極的に代替種への転換を勧奨するものの、許可の対象とする。ただし、①及び②については、申請者が規模拡大のために飼養数の増大を希望する場合には、すぐに転換ができないことを示す理由や飼養数を増大させなければならない理由を十分確認するとともに、転換に向けた計画等の提出を求め、個別に審査する。

① 従前に許可を受けて当該種を利用していた者が継続して当該種を利用する場合

② 従前に許可を受けて当該種を利用していた者と一体として業を営んでいたと見なされる者（注1）が、土地や施設とともに（注2）当該許可の内容を引き継いで当該種を利用する場合

注1：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等

注2：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認することとする

③ 許可を受けて当該種を利用又は販売していた法人の事業を承継又は分割する場合であって、当初の法人を後継する法人や個人であることや元々その法人の一部であること等により同一性が認められ、かつ従前に許可された「飼養等をする数量」の総量を超えない範囲で利用又は販売する場合

また、利用方針において利用可能な代替種が未開発とされた北海道及び引き続きリスク評価が望まれる在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部においては、代替種が利用可能となるまでの間に、指定以前から農業を営んでいた者がセイヨウオオマルハナバチを新たに利用する場合については、従前通り許可の対象とする。

(2) 輸入又は生産して販売する者の許可の対象となる数量

法第5条の飼養等の許可を受けてセイヨウオオマルハナバチを輸入又は生産して販売して

いる事業者が当該許可の更新の申請をする場合にあつては、当該許可証に記載の事項のうち「飼養等をする数量」は、直前の許可の期間内に現に販売した数量を証明する書面にに基づき、当該数量の範囲内に限り、規則第3条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法第5条に基づき飼養等を許可する。

(3) 上記(1)及び(2)の取扱いは、2019年9月1日以降に申請されたものから適用する。

2 今後の運用変更について

本件については今後以下の運用を予定しているので、セイヨウオオマルハナバチの許可申請等の相談においては、計画的に代替種への転換を検討するよう関係者に周知されたい。

- ① 2022年4月1日以降は、上記1.(1)の①及び②に定める場合の申請については、従前の許可の数量の範囲内に限り、許可の対象とすること。
- ② 将来的には、代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、利用方針の点検や目標の見直しを行うとともに、法第5条の飼養等の許可の運用について「生業の維持」の目的に該当する場合をより限定するなど、更なる見直しを検討する。

(注) 下線は当省が付した。

資料 32 養蜂等振興強化推進事業（地区推進事業）の概要（平成 28 年度及び 30 年度）

第2 事業実施主体

2 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (平成 28 年度)

事業を実施しようとする産地においては、在来種マルハナバチ利用拡大協議会を設置するものとし、事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県、園芸農家、関係機関等(市町村、農業協同組合、試験研究機関、大学等)により構成されていること。

このうち、都道府県(普及指導センター及び試験場を含む。)及び園芸農家は必須の構成員とし、園芸農家は原則5戸以上とする。

(2) 養蜂等振興強化推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会規約」という。)が定められていること。

(3) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、そ

の執行体制が整備されていること。

(平成 30 年度)

事業実施主体の欄の農業者が組織する団体及び在来種マルハナバチ利用拡大協議会(以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等」という。)について、生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則 5 戸以上の園芸農家が事業に参加すること。
- (2) 養蜂等振興強化推進事業のうち地区推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の運営等に係る規約(以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約」という。)が定められていること。
- (3) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会にあっては、都道府県(普及指導センター及び試験場も可とする。)及び園芸農家を必須構成員とすること。

第 3 事業の内容

2 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(平成 28 年度)

花粉交配用昆虫の安定確保のため、在来種マルハナバチの利用拡大、普及を図る次の

(1) から (3) までの取組を支援する。このうち、(1) 及び (2) は必須の取組とする。

(1) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法の検討や、地域への定着、普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

(2) 先進地視察、講習会の開催、実証・展示ほ場の設置等

情報収集のための先進地視察、園芸農家向け利用技術講習会の開催、実証・展示ほ場の設置等、在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立につながる取組や、利用技術マニュアルの作成等、普及のための取組を実施する。

(3) 在来種マルハナバチの導入

在来種マルハナバチ利用拡大協議会に参加する園芸農家が、当該協議会の指導のもと、実際に在来種マルハナバチを導入し、飼養・管理を行うことで、地域での在来種マルハナバチの利用定着を図る。

(平成 30 年度)

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、(1) 及び (2) に掲げる取組は必ず行うものとする。

(1) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法、地域への定着や普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

(2) 利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

情報収集のための先進地視察、利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

第6 事業の成果目標

(2) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(平成 28 年度)

事業実施地域で、対象作物の栽培にマルハナバチを利用している園芸農家(花粉交配用蜜蜂からの切替又は併用に取り組む地域の場合、当該作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家)のうち、在来種マルハナバチの利用農家の割合を、20 ポイント以上増加させる。

生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

平成 31 年度とする。

(平成 30 年度)

事業実施地域において対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家(花粉交配用蜜蜂からの切替又は併用に取り組む地域の場合、当該作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家)数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から 20 ポイント以上増加させること。

生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

平成 33 年度とする。

第8 助成

(2) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(平成 28 年度)

ア 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、委員旅費、消耗品費等とする。

イ 先進地視察、講習会の開催、実証・展示ほ場の設置等

先進地視察に必要な専門家旅費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費や追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛増経費、利用技術マニュアルの作成に

必要な印刷製本費等とする。

ウ 在来種マルハナバチの導入

在来種マルハナバチ利用拡大協議会に参加する園芸農家に対する在来種マルハナバチの購入費とする。

(平成 30 年度)

ア 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等とする。

イ 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等とする。

ウ 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

先進地視察に必要な専門家旅費、利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等とする。

(注) 本調査で把握した平成 28 年度及び 30 年度の養蜂等振興強化推進事業について、「産地活性化総合対策事業実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10890 号生産局長通知。改正：平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2904 号）及び「産地活性化総合対策事業実施要領」（改正：平成 30 年 3 月 27 日 29 生産第 2300 号）に基づき、当省が作成した。

〈外来種対策の評価の課題について〉

資料 33 「外来種被害防止行動計画」 (抜粋)

第 1 部 外来種対策を実施する上での基本指針

第 2 章 外来種による被害を防止するための考え方と指針

第 2 節 各主体の役割と行動指針

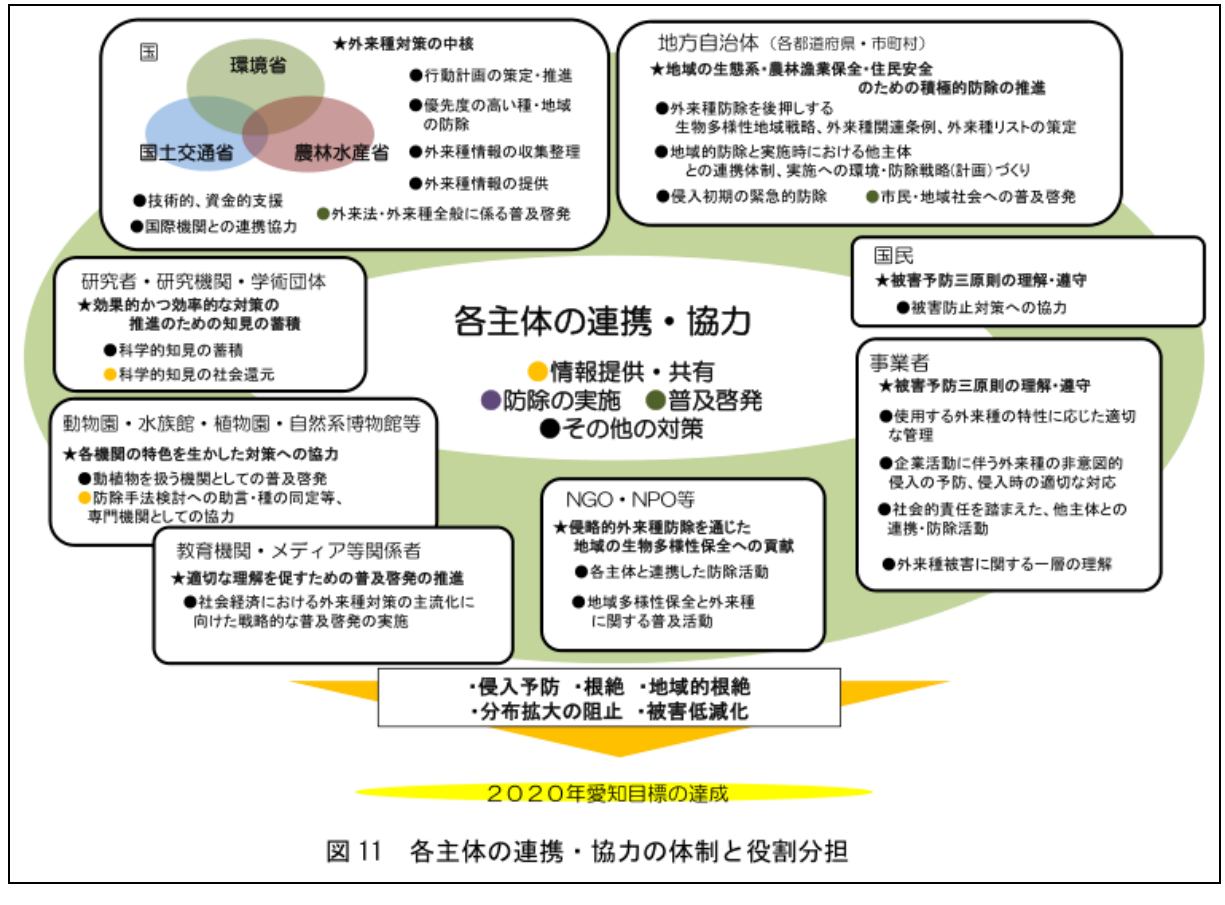


図 11 各主体の連携・協力の体制と役割分担